

アンケート調査報告

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ねん しこう かいせい ごうりてきはいりよ
障害者差別解消法（2016年施行）の改正により、これまで、合理的配慮の
ぎ む づ くに じちたい こんご みんかんじぎょうしよ ごうりてき
義務付けは国や自治体のみとされてきましたが、今後は民間事業所にも合理的
はいりよ もと
配慮が求められることとなりました。

たいほくしょうがいほ けんふくしけんいきじりつしえんきょうぎかい けんりようごぶかい だいほくちいき
そこで、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会権利擁護部会では、大北地域の
げんじょう はあく しょう かた かぞく しちょうそんふくしか
現状を把握するため、障がいのある方またはそのご家族、市町村福祉課、
ふくしてきしゅうろうさき そうだんしえんせんもんいん じりつしえんきょうぎかいとうじしゃせんもんぶかい きょうりよく
福祉的就労先、相談支援専門員、自立支援協議会当事者専門部会にご協力い
ただき、
ふとう さべつてきと あつか ごうりてきはいりよ ふそく おも こと
「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮が不足していると思う事」を
お聞きするアンケートを実施しました。

みな ごきょうりよく けっか いったいすう かいとう え たび
皆さまに御協力いただいた結果、一定数の回答を得られたため、この度
あんけーと けっか べっし ほうこく
アンケートの結果を別紙にてご報告いたします。

きょうりよく みな あらた かんしゃ もう あ
ご協力いただいた皆さまには、改めて感謝申し上げます。

たいほくしょうがいほ けんふくしけんいきじりつしえんきょうぎかい
大北障害保健福祉圏域自立支援協議会

けんりようごぶかい じむきょく
権利擁護部会 事務局